

令和6年第1回(3月)

# 篠栗町議会定例会

3月6日(一般質問)

令和6年 第1回 定例会 会議録

日時 令和6年3月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆さんおはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

また、傍聴のために来庁頂きました皆様方には心より感謝申し上げます。ありがとうございます。なお、傍聴の際は、皆様に配付しております一般質問通告書一覧1ページの注意事項を熟読されまして、御協力頂きますようによろしくお願い申し上げます。

また本日は、議会事務局職員の写真撮影を許可いたしております。

なお、開会日にも申し上げましたが、花粉症もしくは後遺症等により、薬その他飲物が必要な方を持ち込んで頂いて結構です。かつ、体調のすぐれない方は挙手頂いて小職が確認いたしましたら、一時退室退場して頂いて結構です。よろしく願いします。

それでは、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は申し合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には、議事進行に際してのお願いを申し上げます。ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。発言の文言等を精査し小職において処置いたします。御協力をお願いいたします。

それでは順次質問を許可いたします。

質問順位1番、吉本文枝議員。

はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） おはようございます。議席番号3番、公明党、吉本文枝でございます。

はじめに、能登半島地震により亡くなられた方々に衷心より哀悼の意を表するとともに、御遺族や被災された皆様にお見舞い申し上げます。また、一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

はじめに、「小・中学校の体育館へのエアコン設置を」について2点質問します。

元日に発生した能登半島地震のように、災害はいつどこで起こるか分かりません。真冬かも真夏かもしれません。避難生活はただでさえつらいものです。少しでも快適に過ごしていただくために、防災の視点から、避難所指定を受けている小中学校

の体育館へのエアコン設置が必要と考えます。

令和4年に公明党が推進した、公立学校施設における空調設備の整備更新に関わる国の支援事業に、指定避難所となる学校体育館等への空調設備の導入について、緊急防災・減災事業債等の活用も可能となっています。

そこで、一つ目に、緊急防災・減災事業債等の活用をすると、町の負担の割合はどのくらいでしょうか。また、緊急防災・減災事業債の活用について、見解をお尋ねいたします。

二つ目に、平時においては、体育館は教育施設であります。近年、体育時に熱中症で病院に搬送されるニュースもよく見かけます。ただでさえ、スポーツ庁は、令和4年以降、子供の体力が低下傾向にあり、感染症の拡大により拍車がかかった運動不足について、抜本的な改善が必要としています。概ね幼児期から中学生までのいわゆる「ゴールデンエイジ」の運動習慣は、生涯にわたる体力・運動能力等の基盤となる極めて重要な要素であり、その定着に国民的なムーブメントを推進するとしています。暑い時期でも運動できることは、子供たちの健康寿命を延ばし、医療費削減にも関係するのではないのでしょうか。児童館でも、夏休みに体育館を利用することがあるようですが、気温が高く、利用できないことが多いと伺っております。児童生徒の日常的な利用を考えると、児童生徒の健康面などに配慮した整備を明確にしながら、教育委員会主導での整備が必要と考えます。そこで、教育委員会主導での整備は可能でしょうか。また、小中学校の体育館へのエアコン設置に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。ただいまは吉本議員から、「小中学校の体育館にエアコン設置を」についての御質問がございました。

議員が御指摘されましたように、能登半島地震のような、予測不可能な災害時には、避難生活の質の向上、特に避難所としての体育館での生活環境の改善は重要でございます。これは、真夏や、真冬に発生する災害における避難者の負担軽減や、災害関連死の防止に直結する問題でございます。平時においても、記録的な猛暑による熱中症のリスク増加や、子供たちの体力、運動能力の向上といった観点から、小・中学校の体育館環境の整備は重要でございまして、これは子どもたちだけでなく、教職員の健康にも直結する問題でございます。まず、「緊急防災・減災事業債等の活用による町の負担割合」に関する御質問にお答えいたします。緊急防災・減

災事業債等を活用することにより、空調設備導入に伴う費用の70%が国から交付税措置され、残り30%が町の負担となります。また、緊急防災・減災事業債等の活用につきましては、空調設備導入費用だけでなく、継続的な保守、修繕、電気代等の運営費用も検討する必要があるとございます。このため、関係部署と、これらの要素を含めた全体的な連携に取り組み、綿密な調査と検討を進めてまいります。御質問の後段の部分は教育委員会としてどう考えるかということでございますので教育長から答弁をいたさせます。

○議長（荒牧 泰範） 今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） おはようございます。教育委員会主導での体育館整備の可能性に関してですが、国の方針と連携しながら、各学校と情報共有を進め、必要な整備を推進することは可能と考えております。最後に、体育館への空調設備の導入につきましては、町長が説明した財政的支援や、施設改善に関する具体的な課題を踏まえ、総合的な環境整備を図りつつ、効果的な運用に関するルールづくりなどを進めていく必要があります。これらの課題を解決し、児童・生徒にとってよりよい教育環境を提供できるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの答弁に対し再質問ございますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 検討していただけるということで、体育館のエアコン設置、もしされる場合は、断熱性向上や電力節電対策、感染症対策のための換気設備なども考慮されると思いますが、避難所として、今現在のトイレは対応できるのでしょうか。また数は足りているのか、高齢者、妊婦、障がいのある方、LGBTの方などの配慮も必要かと思いますがどうでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） それにつきましても、十分考慮する必要があると思いますが、詳細につきましては、学校教育課長のほうからお答えさせて頂きたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） はい、田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） 回答させていただきます。体育館のほうの今の現状のトイレの設置状況をお伝えします。小学校で体育館が、洋式便所が11、和式が3、中学校では洋式便所、体育館が7個、和式が7というところで、体育館には多目的トイレは、設置してないのでございますが、総合的に考えますと、設置数は

今のおりでございます。先ほど申し上げましたトイレ、洋式、和式、多目的トイレが、体育館には多目的はありませんが、学校全体のトイレの状況も含めてお伝えするとするならば、現在、私たちの小学校では144箇所のうち117箇所を洋式に、中学校ではトイレ101箇所中33箇所を和式から洋式へ改修しています。この改修はバリアフリーの観点から進めておりますが、多くの生徒や教職員の利用しやすい環境を整えるために行われています。しかしながら、洋式トイレに直接触れることに抵抗を感じる児童生徒もいるため、一定数の和式トイレを残す必要もあります。これは、児童生徒たちの多様なニーズに応えるための配慮でございますが、さらに、各小中学校には多目的トイレを一つずつ設置しております。これは、身体的な問題がある児童生徒だけでなく、LGBTの児童生徒を含む様々なニーズを持つ児童生徒が、プライバシーを守りながら利用できるようにしています。LGBTの児童生徒にとって、トイレの状況は非常に重要だと考えます。性別による区別がない多目的トイレは、ジェンダーアイデンティティーに基づく不安やストレスから解放される場となります。洋式和式トイレのバランスを保ちつつ、全ての生徒が快適に利用できるように、避難所もあわせて、環境を整えることが、LGBTの生徒を含む、全ての児童生徒、併せて教職員の利便性と快適性を高めることと考えております。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 田中課長。今の質問は、災害時に足りているのかという質問ですので、通常時の説明でなくて、足りるか足りてないかを答弁してください。

○学校教育課長（田中 久善） 災害時では実際の足りている足りてないところまでのデータはございませんが、今の施設上は、避難所としては今のところ足りていると考えております。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

吉本議員どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 勢門小学校の体育館しか私はちょっとよく分からないんですけども、去年、区の運動会で使わせて頂いたときに、男子トイレの扉は壊れて、女子トイレは一つ故障中だったんですね。で、行列ができてた状況だったので、これが被災地でしたら、もっと日常的に使うことになると思うので、足りているのかちょっと疑問だったので、お尋ねしてます。

○議長（荒牧 泰範） 質問ですか。

○議員（吉本 文枝） そうです。

考えて頂きたいんですけど、どうお考えでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 久善） 数の問題はちょっと別にしてですね、修理、壊れている部分が、大変使用状況に御迷惑をおかけしたことは大変申し訳ございません。実際学校のほうから、トイレの修理、故障はすぐに報告を受けてですね、私たちの学校教育課の施設系のほうがすぐに修繕のほうを対応させて頂いているつもりでございます。今後はそういうことがないように、人が並ぶようなことがないように、注意してまいりたいと思います。以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） では、2問目どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 次に、「誰もが安心して暮らせるまちに」について、今回はLGBTの方に関して質問します。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関わる国民の理解の増進に関わる法律」が令和5年6月に公布・施行されました。いわゆるLGBT理解増進法です。日本でLGBTの性的少数者と自認している方は、人口のおよそ7.6%で、13人に1人と言われています。この割合は、日本人の左利きの方の割合とほぼ同じだそうです。WHO（世界保健機関）は、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象ではない」と宣言しています。同性愛も人間の性の正常なあり方の一つで同性愛者の人口に占める割合が小さいだけなのです。一方で、10代の当事者の約半数が過去1年間に自殺を考えたことがあり、自分の性の問題について9割以上が、教師や保護者にも安心して話せないと回答しています。当事者の方の深刻な生きづらさの根本原因は、「性の多様性」について、社会の理解が進んでいないことにあります。町も「県のパートナーシップ制度」が使えるとしていますが、古賀市・粕屋町ではパートナーシップ・ファミリーシップ制度を独自に導入しています。この制度で、多くの行政サービスが受けられる訳ではありませんが、多様な生き方、多様な家族を応援するという面において大きな意味を持っています。制度を活用されている方は、公に家族として認められたことが1番嬉しかったと話されています。また、活用されていない当事者も、町が自分自身の存在を認めてくれていると受け止め安心することができると、制度導入の意義を語ってくださいました。そこで、誰もが安心して暮らせるまちにとの視点から2点お尋ねします。

一つ目、今、何より大事なことは、正しい知識と理解、気持ちに寄り添う環境だと考えます。これから、当事者などから御相談を受けるであろう役場の職員や教師

や保護者など、また、児童生徒へのLGBTに対する理解や教育はどのように進められますか。

二つ目に、全ての方の人権が尊重され、性自認や性的指向にかかわらず、誰もが安心して、自分らしく生きることができる社会を実現するためには、当事者に寄り添うことが重要だと考えます。

そこで、パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入への見解を伺います。

○議長（荒牧 泰範） はい。ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 吉本議員の2問目の、「誰もが安心して暮らせるまちに」についての御質問でございます。その答弁を申し上げます。

令和5年6月に公布・施行されたLGBT理解増進法の制定の目的は、性的マイノリティーの方々が、性的指向やジェンダーアイデンティティーの多様性に関して、国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることに鑑み、国民の理解の増進に関する施策の推進をし、当事者の方々の生きづらさを解消し、寛容な社会の実現を目指す法律であると認識しております。日本国憲法では、個人の尊重と法のもとでの平等がうたわれ、1人一人がいかなる差別も許さない社会づくりに寄与していかなければならないと考えます。篠栗町においても、様々な人権問題に真剣に取り組み、誰もが生きづらさを感じない日常を当たり前と感じられる地域づくりを進めていきたいと考えております。以上の点を踏まえまして、議員の御質問に、1問目は教育長、2問目は総務課長から答弁をいたします。

○議長（荒牧 泰範） 今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） 御質問1で、「教師や保護者、児童生徒へのLGBTに関する理解や教育はどのように進めているのか」について、篠栗町教育委員会としてお答えいたします。

篠栗町教育委員会として、LGBTを含む性的少数者への理解を深め、教育現場での包摂性を高めることを重視しております。性の多様性についての正しい知識と理解を広めることは、全ての児童生徒、教職員、保護者が安心して生活し、学べる環境を整える上で不可欠です。現状として、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する社会的理解は進展しつつありますが、まだまだ課題が残ることも事実です。特に教育現場においては、児童生徒、教職員、保護者間での理解の格差が見られることも否定できません。このため、教育委員会では、人権教育の一環として、ジェンダー問題を含む多様性教育を推進しております。具体的には、



道徳科の授業や総合的な学習の時間を活用し、「性の多様性」に関する教育を行っております。これらの事業では、単に知識を提供するだけでなく、対話や討論を通じて、相互理解と尊重の精神を育むことを目指しています。また、実際の取り組みとして、令和3年度に篠栗北中学校でLGBTの理解を深める活動を行っているNPO法人カラフルチェンジラボから講師を招き、生徒向けに「性の多様性」についての講演を実施しました。このような外部団体との連携により、生徒たちにより幅広い視野に深い理解を促す機会を提供しております。また、令和5年度に篠栗中学校で「性の多様性」に関する保護者参観での授業を通じて、保護者にもLGBTへの理解を深める機会を提供しております。さらに、篠栗中学校と篠栗北中学校では、平成30年度及び令和5年度に「性の多様性」に配慮した中学校制服の改定を行いました。これは生徒一人ひとりが自分らしく学校生活を送ることができることを目的としています。しかしながら、このような取り組みも万能ではありません。社会全体での理解の進展と同様に、教育現場における理解の深化も時間を要するものです。教育委員会としては、児童生徒の多様性を尊重し、全ての人々が安心して暮らせる環境を提供するため、今後も継続的な教育プログラムの充実と教職員の研修強化に努めてまいります。最終的には、学校だけでなく家庭や地域社会全体で性の多様性を受け入れ、理解し合う文化を築くことが重要です。教育委員会としても、各関係者と協力し、取り組みを進めていく所存でございます。

○議長（荒牧 泰範） 田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） それでは続きまして、御質問2の「パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入について」お答えいたします。

篠栗町においては現在、独自のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は導入しておりませんが、福岡県が令和4年4月1日から実施している「福岡県パートナーシップ制度」に協力賛同する形で、パートナーシップの宣誓をされた方に対して、母子手帳の交付や学童保育所の入所申込や送迎などの一部行政サービスを利用できるようにしております。今後も県及び県内市町村と連携を図り、利用可能なサービスの拡充、性の多様性について正しい理解と、認識を深める啓発等に取り組んでいきたいと思っております。この制度の目的は、それぞれの個性や多様性を認め合い、性自認や性的指向にかかわらず、その人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を果たすことであると思っております。まずは、役場職員としてLGBTに関する正しい知識を習得し、当事者に寄り添うことができるようにするとともに、教育現場においての理解の増進や町民、町の活動団体、事業者等への啓発

を重ねていく中で、地域における理解が浸透していくことと並行して、パートナーシップ・ファミリーシップ制度導入の検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 地域における理解が浸透していくことと並行して、パートナーシップ制度を導入していくことを検討するということでありましたけれども、正しい知識があつて、理解が繋がるとは思いますが、知識だけでは、本当の意味での理解には繋がらないことがほとんどだと思います。私自身当事者の方々とお話することでしか分からなかったことがあります。トランスジェンダーの女性が、外見は男性、心が女性の方は、共同浴場に入りたいと思う方は90%いないということでした。また、社会生活の中で、偏見や差別に苦しんでいる上にトイレや更衣室、宿泊行事など、つらいことは、日常生活の中にもたくさんあるということでした。当事者の気持ちに寄り添えば気づくことですが、恥ずかしいながらその時、初めてっていうか、当事者の気持ちにより（添い）、気づくことができました。ですから、制度導入に関して理解を進めてからと言われてますが、各個人の理解の状況は目に見えて分かることではありません。丁寧に進めていることは大事だと思うんですけど、制度を活用する方が何人いるとか、存在するとかしないとかではなく、制度を導入することで理解が進み、当事者が必要とするときに安心して相談できる体制が町にあるということが、当事者の安心に繋がると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） どなたの答弁を求められますか。

○議員（吉本 文枝） 総務課長で。

○議長（荒牧 泰範） 田村総務課長。

○住民課長（田村 明広） パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入につきましてではですね、やはり教育委員会、また人権擁護委員をはじめとした方々の御意見、それと議員もおっしゃってありました当事者の声、これも、本人といいますか、NPOの代表の方々のお話等を、拝聴しながらですね、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

ございますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） 質問順位2番、太郎良瞳議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号 5 番、太郎良瞳でございます。通告に従い、質問いたします。

本日は、「認知症対策の推進」についてお尋ねいたします。

厚生労働省は、2025年には、65歳以上の5人に1人が高齢者認知症になると推計し、記憶障がい、見当識障がい、実行機能障がい、感情表現の変化等が起き、日常生活に影響が出てくるとしています。65歳未満で発症する若年性認知症もあり、働き盛りに発症すると家計にとって負担となるだけでなく、家族の心身等にも影響を及ぼすこととなります。認知症は、早期発見、早期対応が重要とされています。また、認知症の人だけでなく、家族に対しての支援も適切に行われ、地域で安心して生活を営むことが大切であると考えます。このようなことから、次のことをお尋ねいたします。

1、認知症の早期発見、早期対応のための「篠栗町認知症ケアパス」がありますが、どのように活用され、その効果をどのように捉えていますか。

2、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者を養成する「認知症サポーター養成講座」の実施状況、またサポーターに対するフォローアップの内容をお尋ねいたします。

3、篠栗町福祉総合計画の中の認知症施策の推進に「チームオレンジ」の立ち上げがありますが、その活動実績をお尋ねいたします。

4、就労や経済的問題が大きい若年性認知症の把握はしてありますか。また、若年性認知症に対する理解の促進や支援体制はどのようになっていますか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの太郎良議員からの「認知症対策の推進について」の御質問にお答えいたします。

令和5年10月1日現在の福岡県の高齢化率は28%、一方、篠栗町の高齢化率は24.99%でございます。県内60市町村中では7番目に低い高齢化率であるものの、4人に1人は65歳以上という状況でございます。また、要介護認定率は15.48%で、平成12年の介護保険制度発足当時から約2%上昇していることから、介護予防や認知症対策は町の重要な課題であると認識しております。現在、町では様々な介護予防教室、広報やホームページを活用したフレイル予防に関する情報提供や、講座の開催、高齢者サロンや介護支援ボランティアなどの地域活動を

支援することにより、町に住む方々がいつまでも健やかに過ごすことができるための環境づくりを目指しているところでございます。御質問頂きました各項目については、担当課であります福祉課長から答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） はい、お答えいたします。まず一つ目の御質問の「認知症ケアパスの活用方法と効果について」でございます。認知症ケアパスは発症予防から、認知症の症状に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、その流れを示したものです。本町では窓口の配布や広報・ホームページへの掲載のほか、民生委員、福祉協力員、事業所等が相談対応される際に御活用頂いております。今後も認知症に関する知識の普及と意識啓発のため認知症ケアパスとその内容の周知に努め、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。次に、二つ目の御質問、「認知症サポーター養成講座の実施状況とサポーターに対するフォローアップについて」お答えします。本町では篠栗町社会福祉協議会を事務局に、認知症サポーター養成講座を平成24年度から開催しており、受講者累計は1,691人です。サポーターの皆様には、認知症の方の応援者として、地域活動への声かけや見守りなど、可能な範囲でのお手伝いを頂いております。令和5年度は町内中学校においても、認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代への意識啓発の取り組みも始めております。サポーターへのフォローアップについては、誰もが集うことができる認知症カフェで、認知症の理解を深めるために、日常生活の関わり方から成年後見制度や、介護保険などの制度に関する講話を開催しております。また、令和6年度はサポーター養成講座の受講者を対象としたステップアップ講座を開く予定としております。三つ目の御質問、「チームオレンジの立ち上げと活動実績について」お答えします。チームオレンジは、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みです。福岡県内では令和4年度末現在、11の市や町でチームオレンジが立ち上がっておりますが、本町は現在のところ準備段階でございます。今後コーディネーターを配置し、地域住民や事業所などの関係各所と調整を行い、先進地や近隣事例を踏まえてチームオレンジの体制構築を図ってまいります。最後の御質問の「若年性認知症の把握と理解促進、支援体制について」お答えいたします。本町の若年性認知症の有病者数はあいにく把握できておりません。若年性認知症は高齢者の認知症に比べ、発症人数は少ないものの、現役世代だからこそ直面する課題は多く、支援分野が多岐にわたることから、令和3年3月に行橋市

で開設された福岡県若年性認知症サポートセンターと連携しながら、個別の相談対応と支援を行うことといたします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。はい。

○議員（太郎良 瞳） 認知症ケアパスの配置場所ですけれども、一応、役場とか福祉協力員さんが配ってあるということでしたけれども、なかなか認知されてない、周知されてなくて私が尋ねると知らない方が多かったので、行政としてもっと周知できるような場所を考えてあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（荒牧 泰範） 平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 議員の御指摘のとおり、周知が図られてないというようなことでしたら、現在の役場やですね福祉協力員、民生委員さん、広報、ホームページのほかにですね、その他の公共施設に置くなど、工夫をしてみたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、太郎良議員どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 認知症サポーター養成講座についてですけれども、先ほどの答弁の中で、中学校においても、認知症サポーター養成講座の開催があつて、若い世代にも啓発をしたということでしたけれども、これを毎年授業の中に取り入れたりし、小学校の中にも、啓発をして、より多くの人に、小さい時から知っていくということは考えてありますか。

○議長（荒牧 泰範） どちらがお答えになりますか。

平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 議員の御指摘のとおり、私どもも若い世代から、介護予防についても周知を図っていかなければならないというようなことを感じておる次第でございますので、今後、教育委員会とも連携しながらですね、御指摘の点については、事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） すいません。ちょっと、今のサポーター養成講座の件ですけれども、今、私が話を聞いた人は、昼間に講座があつてみたいで、仕事をしてある方、例えば20代とか30代、40代の方とか、そういうのがあったら行きたいと耳にするんですけれども、平日の昼間にあつてということなので、その講座を

受けられないっておっしゃる方がいらっしゃるんですけども、そういうみんなが講座を受けて、理解できるような方法とかは何か考えてありますか。

○議長（荒牧 泰範） 平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 御指摘の点については、検討してまいりたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、太郎良議員どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 今、先ほど、認知症カフェのようなことが出ましたけれども、篠栗町では、認知症カフェが講座のようになっていて、近隣では、気軽に集まってお茶を飲みながら、気軽に相談できて、そういう場所があると聞きましたけれども、篠栗町ではそういうふうな近くの場所でいくつかそういう場所をつくるっていうことは考えてないのでしょうか。カフェみたいな感じの。

○議長（荒牧 泰範） 平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 現在の地域での高齢者サロン等ですね、これはいきいきサロンやおひさま活動ですけれども、そうした中でですね、その認知症カフェ的な機能がですね、その中に果たしては入れることができるのかどうか、これは関係機関やサロン開催者と協議をしながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（太郎良 瞳） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） 質問順位3番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂。通告に従い一般質問を行います。

福岡県にある6つの主要活断層に加えて、九州北方沖・北西沖の日本海付近にも地震を引き起こす可能性がある活断層や、断層帯が合わせて9か所あることが政府の調査で明らかになっています。いつ起こるか分からない災害ですが、いつ起こるか分からないからこそ、住民の自助の備えや、意識の向上、自主防災組織や地域での共助の体制づくり、自治体や国による国土強靱化等の公助による支援体制の向上など、3方向全ての備えが必要です。しかし、内閣府が行ったガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査によると、日本で、全国的に女性と乳幼児向け用品が未だ手薄であり、例えば妊婦の下着の備蓄は1%未満、離乳食は14%と低く、おむつや生理用品等の備蓄も実態に合っていないようです。要因としては、男性視点で災害対策が行われているからではないかとの調査結果が出ています。また、全国1,741の自治体を対象に、防災担当部署の女性職員の割合を調査したところ、

2022年の結果では、全体の61.9%、1,078の自治体で防災担当の部署に女性の職員がゼロでした。多角的な視点を盛り込むためには、防災分野の人員配置の性別の偏りを見直したり、育成を男女分け隔てなく行っていかなければいけないはずです。なぜなら、東日本大地震でも、女性の死者数のほうが男性に比べ、1,000人以上も多いことや、災害関連死の中でも、エコノミークラス症候群の発症は女性に多く、新潟県中越地震と熊本地震の後、避難生活によるエコノミークラス症候群で命を落としたのは女性だけだったとの報告があります。避難生活では、トイレ問題により、女性や高齢者は、トイレの回数を抑えたいとの心理から、水分を控えがちと言われており、それがエコノミークラス症候群発症の一因かと考えます。現在の社会の構造としては、女性は家事、育児、看護、介護など、ケアに日常から関わるが多く、専門職でなくても経験からの知識も豊富と考えます。以上のことから、人口の半分である女性の防災分野への参画や、実務を行うための女性職員の育成が急務と考えます。令和5年3月に災害対策基本法に基づき、町防災会議が策定更新した篠栗町地域防災計画の中にも、「女性等に配慮した備蓄品等の確保等」の項目に「女性と災害弱者に配慮した生活用品や衛生用品等の備蓄等確保の整備を進めます」とあります。災害に脆弱な人々を取りこぼさないためにも、以下3点について、尋ねます。

①、ライフステージの違う各年代の女性、妊産婦、高齢者等の当事者の防災の参画状況は。

②、配慮された備蓄の内容になっているのか。それは先ほど述べたような当事者や女性消防隊などへのヒヤリング、チェック体制はあるのか。

③、職員の配置、防災研修や育成過程の男女差はあるのか。職員が地域で消火技術、救命、防災を学ぶ絶好の機会である消防団加入率には男女差があると思うのだが、町の方針は。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、崎山佐穂議員から、町の災害対策、災害備蓄について御質問を頂きました。災害による被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助による連携が非常に重要となります。また、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された女性の視点からの災害対応が行われることも、災害に強い社会を実現するために必須の課題とされています。町といたしましても、第2

次篠栗町男女共同参画計画を策定し、その中に防災分野における女性参画の目標を設定しています。また、内閣府が策定した男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインなどをもとに取り組みを進めてまいるところでございます。

以上を踏まえて、議員の御質問に総務課長からお答えいたします。

○議長（荒牧 泰範） 田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） はい。それではまず、御質問の①「ライフステージの違う各年代の女性、妊産婦、高齢者等の当事者の防災への参画の状況は」についてお答えいたします。令和4年度に篠栗町地域防災計画の改定に当たり、開催いたしました篠栗町防災会議においては、4名の女性委員を選出し、女性の視点での意見を頂き、計画策定の参考とさせていただきました。過去においても女性委員には、民生委員児童委員協議会、町の統括保健師など、妊産婦、高齢者等に日頃から関わられている方を選出し、間接的ではございますが当事者の意見を反映させる取り組みは行っておりました。今後は、当事者から直接意見を伺う場を設けるなど、さらに多くの方が参画できるような取り組みを検討してまいります。次に、②「配慮された備蓄の内容になっているのか、それは先ほど述べたような当事者や、女性消防隊などへのヒヤリング、チェック体制などあるのか。」についてお答えいたします。町では、町長が先に述べましたけれども、内閣府のガイドラインにある、女性に配慮した防災チェックシートを参考に、備蓄物品の充実強化を進めております。女性や高齢者、乳幼児などに配慮した備蓄品の参考といたしましては、被災状況下でもライトや鍵が使用でき水栓にも対応しているトイレトレーラー、生理用ナプキンやおりものシート、子供用と大人用のおむつ、乳児用の液体ミルクやベビーフード、非常食ではアレルギー対応食などを備蓄しております。また、令和5年度より5か年計画で災害時備蓄品の確保を進めており、その中には女性のプライバシーを確保できるテントやパーテーション、高齢者や障がい者でも使い易く臭いや掃除の手間のかからない手すり付きの簡易洋式トイレなども含まれております。災害時の備蓄品につきましては保管場所等の関係により計画的な確保が必要となり、優先度についても考慮しなければなりません。女性消防隊や自主防災組織などの御意見も参考にしながら、今後必要な備品の確保に引き続き努めてまいりたいと思います。最後に③「職員の配置、防災研修や育成過程の男女差はあるか。職員が地域で消火技術、救命、防災を学ぶ絶好の機会である、消防団加入率には男女差があると思うのだが、町の方針は。」についてお答えいたします。町では、男女共同参画社会の推進に係る基本理念の実現に向けて、男女が固定的な役割分担意識に囚われず、様々な分野



において能力が発揮できる取り組みの一つとして、管理職への女性の積極的登用を推進しております。役場の管理職に占める女性の割合は13名で、全体の30%超でございます。男女共同参画計画において、令和8年度までに達成すべき目標値を既に達成している状況となっており、防災業務を含め様々な分野において女性職員が担う役割も大きく様変わりしております。令和5年3月に改訂いたしました篠栗町地域防災計画において、町の災害対策本部の組織体系を抜本的に見直し、災害対応について、意思決定を行う災害対策本部会議とは別に、会議を補佐する総括支援チーム、災害現場や避難所等での活動調整を行うチームなどを配置し、各チームにおいてリーダー的役割を担う組織長、下部組織長に女性職員を17名配置しております。これは全体の3分の1ほどの人数となっており、防災分野へも女性の参画が十分になされていると思われます。また防災研修や育成過程の男女差については、今年度を実施いたしました災害対策本部の部門別訓練においては、対象部門に属する全ての職員を対象に実施しており、男女間における格差は設けておりません。消防団の加入状況については男性職員については、入庁後全ての職員が加入しております。女性職員についてはこれまで35人が加入経験があり、全体の約47%となっております。消防団への入団は災害時の活動だけでなく、平常時における救命講習、防火啓発運動など、様々な経験を得ることのできる貴重な機会であり、災害対応担う職員の育成の場になるものと考えております。第2次篠栗町男女共同参画計画において、女性消防隊の活動拡充を図るとともに、職員の消防団への加入の促進を進めることとなっております。今後も職員が消防団活動に携わり、防災に関する知識の習得、そして地域貢献ができるよう取り組みを進めてまいりたいと思いません。以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 女性の管理職や災害対策本部内の女性の割合も増え、それから女性職員の消防団への加入率も半分近くになってきているというのは、篠栗町では男女ともに防災に関わっているというのが、全国的な国の目標値や全国的な平均から見ても評価すべきと考えるのですが、男女共同参画の考え方だったり、合理的配慮という、そういうマインドセットを理解して、職員の皆さんが分かって業務に当たっていただかないと、結局のところその女性が増えれば、問題が解決するという訳では、その単純な問題でもないと思いますので、それで取組状況のほうの、研修、防災訓練の取組状況のところ、男女共同参画の視点が入った防災訓練、研修

が行われていないという結果も出ているので、男女共同参画の考え方が入ったそういった訓練を行ってほしいなと思うんですが、今後実施する考えはございますか。

○議長（荒牧 泰範） 質問の意図は理解頂けましたか。

はい、では田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） はい。今の御質問は内閣府の行った調査アンケートの中に男女共同参画の視点を入れた防災研修また訓練を実施しているかというところで、町のほうでは「いいえ」というふうに回答しておりまして、それが令和4年度分が今現在公表されておるところでございますけれども、今後につきましてはそういった視点も十分に組入れながら、研修と訓練を実施してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（崎山 佐穂） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） ここでおおむね1時間経過いたしましたので、11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（荒牧 泰範） はい、お揃いですので再開いたします。

次に移ります前に、質問順位4番、横山和輝議員、申し訳ございませんが、通告数は1問になっておりますが、細分化された4つが、それぞれに質問となっておりますので、一問一答方式、分けて質問していただくようお願いいたします。

では、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号6番、横山でございます。今回一つの質問を行いますが先ほど議長がおっしゃられたように、4項目に分けてですね、1項目ずつ区切って質問していきますのでよろしく願いいたします。

早速質問に入ります。今回の質問は、産業団地を巡る問題と疑問について質問いたします。9月、12月議会でも、産業団地に関する質問をしましたが、昨年秋に行われた「創業祭」及び事業用地1、即ちやまやに関する質問に絞りお尋ねいたします。

最初の質問は、昨年11月26日に行われた、「創業祭」に関する質問を行います。

一つ目、創業祭の主催者は誰なのか。

二つ目、町長は創業祭をどのような認識し、町はどのような立場で参加したのか。

三つ目、産業団地を構成する6社は積極的に参加したのか。

四つ目、町はこの創業祭の費用を全額近く負担したと聞いております。このイベントに要した費用及びその中で町が負担した費用の額及び内容を答えて下さい。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 横山議員からは「産業団地を巡る問題と疑問について」ということで4項目の御質問がございました。ただいま議長から項目ごとに分けてやりとりが求められております。

まず、それぞれの御質問については、通告に従って答弁を考えておりますので、まちづくり課長、財産活用課長から個別に答弁をいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） それでは、まず、「（1）、①創業祭の主催者は誰なのか。」についての御質問にお答えします。篠栗町が主催者となり、進出企業や商工会などの協力のもと行われました。「②創業祭をどのように認識し、町はどのような立場で参加したのか。」についての御質問にお答えします。令和5年第1回定例会予算特別委員会、当初予算説明において、イベント広場などを利用し、コロナを吹き飛ばし、町内外からの多くの来訪者が楽しめるよう、篠栗町で今までにない規模賑わいのイベントをと考慮中であると説明したとおりであり、第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれている基本目標4「まちに人を呼び込む」観光協会等と連携したイベントの実施、篠栗北地区産業団地での人の賑わいを創造する施策として、町外からの交流人口増加などの施策に伴うもの、昨年度作成された第7次篠栗町総合計画のビジョンにある、「地域の魅力的な資源を活用し、観光に訪れる人を増やします。」の施策、将来像にもありますような、「人と人 人と自然がつながる 喜びのまち」と繋げるものと認識しております。「③産業団地を構成する6社は積極的に参加したのか。」についての御質問にお答えします。出店参加は3社であります。他の企業においても、材料提供や自社敷地の整備、駐車場としての無償提供、自社等への広報宣伝活動など、積極的に協力頂きました。「④イベントに要した費用等」についての御質問にお答えします。予算は、令和5年第1回定例会当初予算にて議決頂きました、事業運営委託料523万7,000円と自動車借上料9万1,000円、合計の532万8,000円です。うち

歳出は、ガムテープやトランシーバー電池など消耗品費1万6,880円。トイレトレーラー汚泥引き抜き清掃作業の手数料6,451円、保険料6万70円、一般廃棄物収集運搬清掃業務21万8,300円、ステージやテント設営等の事業運営委託料、404万9,504円、シャトルバス借上料7万9,200円、歳出合計で443万405円 89万7,595円の予算残となっております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 産業団地にとってですね、今回のこのイベントっていうのは、意義があったことだとは思いますが。ただ、なぜこの名称を、創業祭と名付けたのかです。創業祭と言えばですよ、関係企業が一丸となってですね、これから頑張っていくますと、それであったり、何周年記念とかですね。主体となるものは企業になる訳です。町が主催するとなれば、例えば歓迎式典でもいいじゃないですか。端から見ればですね、この創業祭を行いますとなった時に、企業は計画して企業が大部分費用も使って、こういったことをしてるんだと周りの人は思います。まるで、企業のために、町費を使ってるように思える訳です。篠栗町も、イベントは数えきれないぐらいやってきてるはずなので、企業祭が何を指すかぐらいは当然分かっていたと思います。なぜこの名称を、企業祭としたのか。

併せてですね、もう一つ質問したいのが、主催者が、町というのであれば、なぜ6社で、きちんと揃った上で行わなかったのかです。もし揃わなければ、もう翌年に持ち越していいじゃないですか。足並みが揃ってない中、これを急いで行わないといけなかった理由とかもしあればですね、そこも併せて答えて頂きたいと思えます。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま、二つの疑問点をお話しになりましたが、これは先ほどまちづくり課長において、令和5年第1回の当初予算の審議の中で、るる御説明し、このような形で行いますということで、横山議員は反対だったかも分かりませんが、議会の総意として御理解頂いて、議会の総意ということは、町の事業として取り組むということをお理解頂いて、進めたこととさせていただきます。御意見があるならばその場で徹底的にお話し頂くことが筋であろうかと思えますから、今この現段階で、この私どもが11月26日に行った創業祭について、一般質問の場でこのような御意見を頂くことは、御意見として承りますけど、私どもとして、それに対す

る、いやこれはこうでしたというような反論を言う必要はないと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 今、町長はですよ、予算で説明したので、そのときに質問するのが筋だろうという話をしましたけれども、令和5年度当初予算、この企業祭という名前ですけれども、これ仮だったはずですよ。名称は、正確には決まっていなかったはずですよ。違いますか、そこは。企業祭にしますと言いましたか。いや、企業祭じゃない、創業祭ですね。創業祭と仮で付けられたと思います。ただ、仮ですので、まさかその創業祭という名前を、取りあえずまだ名前が決まっていなかったところからも思いますよ。そのときちっとね創業祭しますと、町が全額払ってしますと言えば話は別ですけれども、そこまでの説明はなかったはずですよけれども、そこはいかがですか。

○議長（荒牧 泰範） 町長。

○町長（三浦 正） 私どもは、創業祭します、ということで言っておりますが、仮という表現をしたかも分かりませんが、総額の予算を決定頂いて、事業をこういうふうにするということを、私どもから十分説明したと思いますので、それについて、仮のままでいいということで、しっかりと説明していないじゃないかということは、御質問には当たらないと思っておりますので、答弁をいたしません。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） それに一つ気になるんですけれども、先ほど答弁でもですね、予算を通したから、それはね、当然使っていいだろうと。ただこちらとしてもね、そもそもそんな十分な説明は受けてない訳ですよ。十分な説明を受けてない中、幾らでしたっけね、事業運営委託料500万円ぐらいですか。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_そして企業も当然負担すると思う訳じゃないですか。その時言いましたか。企業は負担しませんって。\_\_\_\_\_当然、説明したとかしないとか言いますが、そこまできちんと説明してやっと言えることじゃないですか、町長の答弁は。

そこはいかがですか。

○議長（荒牧 泰範） \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

- 議員（横山 和輝） \_\_\_\_\_
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長、何か。
- 町長（三浦 正） いろいろ、今質問という立場で御意見頂いておりますが、私どもがこういう事業を行うということは十分説明したと思っておりますし、それぞれの企業も、先ほどまちづくり課長が説明したようにいろんな形でのそれぞれの事業者の負担でもって、進出をして頂いたりしている訳でございますので、それを総額で私どもがこれだけかかりました。そのうち、町がこれだけでしたという御報告はしておりませんで、あくまで町がかけた費用について報告した訳で、これは当初予算に基づいた報告をした訳でございます。 \_\_\_\_\_
- 

- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 最初の答弁でも、言ったかもしれないですけど、これそもそも、1番の目的って何ですか。そしてまたこのイベントをする前と、した後何か変わりましたか。そこを答えて頂いてよろしいですか。
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長。
- 町長（三浦 正） 私どもは当日4,500人の町内外からの人を呼ぶことができました。これは町にとって、今までやったイベントの中での1日の事業としては最大のものでございます。その後につきましても、いろんな事業体で、今実際にお客様を呼び込んでおりますのは、篠栗珈琲焙煎所とやまやのレストランでございますけれども、非常に賑やかな人が来ておるという状況でございます。私どもとしてはこの第1回目創業祭を行ったことは、非常に大成功であったと思っておりますのでその旨、決算の場でも御報告したいと考えております。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 先ほどの答弁ですと、すごい産業団地に訪れる人が増えましたと、だから大成功です、とそういうふうに聞こえたんですけども、だから何ですか、ということですよ。来客数が増えるからですね、企業にとってはすごくいいことですよ。町費を使ってですよ、500万円以上使って、その企業の来客数が増えて町に何のメリットが1番あるんですかと私は聞いてるんです。そこを答えて頂きたいと思います。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員、申し訳ございませんが、町にとって何のメリットがあるかないか、それは予算の時に審査しておりまして、そこ、あなたが反対した

かどうかというのを、ちょっと申し訳ない、私も覚えてませんが、議会として議決しておるんで、そのことについてとやかくは控えて頂きたいと思います。

---

---

では、次の質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、二つ目の質問に行きます。

二つ目は、排水処理施設及び町有の駐車場の賃借料に関する質問を行います。

町有地にやまやが排水処理施設の建設に取りかかる時から町有財産賃借始まり、令和4年6月10日付けで、やまやとの賃貸借契約が結ばれています。その契約どおりの金額が納められているのかお尋ねします。

次に、令和5年3月27日に、令和5年度から駐車場として賃貸借が始まる708平米を加えた契約が取り交わされておりますが、排水処理施設に関して賃借料が減額され、駐車場の単価と差がなくなっています。これはなぜでしょうか。答弁を求めます。

○議長（荒牧 泰範） はい、熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） それでは、「排水処理施設及び町有の駐車場の賃料について」にお答えいたします。横山議員が言われますとおり、令和4年6月10日付けで、排水処理施設用地1,289.57平米と本社工場から排水処理施設までの占用する埋設管分78メートルの賃貸借契約を締結いたしました。埋設管は、条例で管の外径幅によって占用料が定められているものですが、今回、1メートル当たりの単価を取り違えて計算していたところと、土地賃貸料を月額とするところを日割で積算していたことが発覚したため、株式会社やまやコミュニケーションズに説明を行い、令和5年3月7日付けで、当初契約から41万4,907円を減額する変更契約を締結したものでございます。その後、令和5年3月27日付けで、駐車場分の708平米を含めた令和5年4月1日以降の賃貸借契約を締結したものでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） すいません、通告書に載せたと思うんですけども、契約書どおりにですね金額が支払われたのかですね。その点ちょっともう1回よろしいで

すか。

○議長（荒牧 泰範） 確認ですね。

はい。熊谷課長

○財産活用課長（熊谷 重幸） この契約に関しましては、令和4年度分に関しては、支払いが完了しております。

○議長（荒牧 泰範） はい横山議員。

○議員（横山 和輝） 答弁ではですね、言ってみれば、やまやの本社のところから排水処理施設までのパイプを下通して、その下のパイプ代がですね、間違っていたと、なので減額しましたと、なんですけれども、減額しましたということなんですけれども、なぜ間違えたのかですよ。これは職員のミスなんですか。また、こんなこと誰が気付いたんですか。そういう面でちょっと疑問なんです。なかなか気付かないと思いますよ、これ。最初にきちんと計算して契約を取り交わした、それが間違っていたという訳ですよ。それ、誰が気付いたんですか。そしてもう一つ、監査委員会には説明したんですか。したというのであれば監査委員はなんて言われましたか、このことを。そしてね、間違えて取りあえず支払ったというのは、契約書どおり支払ったという訳ですから、間違った金額を納めたということなんですね、企業が。間違った金額をその後どのように訂正して処理したのか、そこを答えて頂きたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 熊谷課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） この単価契約、単価の取り違いの所ですけど、財産活用課のほうで計算いたしまして、それをうまくチェックできてなかったというところで、気付いたのは、うちの職員のほうで気付いております。その発覚してから、変更契約のお話に行って、3月7日付でこの話をして、変更契約を行いまして、その額で年度内に納めて頂いておりますので、返金とかいう形はとっておりません。以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 私から言うことじゃないですけど、職務怠慢と言いますか、職員のミスなので、一つ謝罪でも入るかなと思ったんですけれども、入らなかったんですね。またその変更するに当たってですよ。企業間ってね、企業と行政ですよ。当然協議しますよね。変更する時にですね、特にこれなんて間違ってた訳ですか、町が悪い訳ですから。ただ情報開示を私しています。その時協議書出てこなかったんですよ。その間違った金額を企業とね、どういった話合いを行われて、また新し



い契約書をとられたんですか。

○議長（荒牧 泰範） 熊谷課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、情報開示の件でまず、一つ目、令和4年12月13日におきまして、町有地の株式会社やまやコミュニケーションズに貸与するための協議書等という形で請求がございました。その分に関しまして、令和4年6月10日付けの賃貸借契約をうちのほうから提出しておるところでございます。二つ目の開示請求で令和5年2月22日、産業団地において、町有地を株式会社やまやコミュニケーションズの駐車場に貸与するための協定書ということでありましたけど、まだ、このときは契約しておりませんでしたので、不存在という形で処理させて頂いておりました。その間に、令和5年3月7日の変更契約書の締結というふうに締結変更いたしまして、その後、開示請求が令和5年5月18日、産業団地において、町有地を株式会社やまやコミュニケーションズの駐車場に貸与するための協定書という請求がありましたので、令和5年度以降の賃貸借契約書を出させて頂いたという流れでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これ質問というか、ちょっと確認させて頂きたいんですけど、そのパイプの排水処理施設まで繋がってるパイプの値段の出し方なんですけれども、当初、間違ってたって言った出し方ってどういったふうに出されて、それが間違えたって気付いたかですね、気付いた後はね、どこがどういう計算そういった計算になったのか全くわかんないんですね。そこを説明していただければと思います。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、熊谷課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。まず、この単価の取り間違いの件でございますが、行政財産使用料条例の第3条に、この配管の部分の単価を定めたところがございます。本来であれば、管径が125のところは45円。すいません、70未満が21円。1メートル当たりですけど、70から100ミリ未満が30円。150から200未満が60円。200から300未満が90円。400ミリ以上から700未満が210円。700から1,000未満が300円、1,000以上が600円となっております。このところですね、それぞれの管の大きさを算出するところだったんですけど、この単価を全て、この1,000ミリ以上の600円を適用しておりましたので、そこで間違いに気付いたというところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（横山 和輝） （次の質問に写ります。）

○議長（荒牧 泰範） はい、次の質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） 三つ目の質問にまいります。三つ目は「やまやとの相互利用その内容と必要性」について質問いたします。

相互利用という言葉が、昨年の12月議会で唐突に町長から出た言葉でございますが、その後じっくりと議事録を読み返しても、相互利用の意味するところが理解できません。したがって次のような質問を行います。相互利用の項目について、町側が提供するものは具体的に何なのか。やまや側が提供するものは何なのか、この2点の答弁を求めます。

○議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 「（3）やまやとの相互利用について」の御質問にお答えします。令和5年第4回定例会一般質問においての「事業用地1の駐車場に関する質問」に対する質問と答弁のやりとりにおいて、派生した言葉でございます。中身を言いますと事業者敷地と町有地、国有地を一体整備し、通常は駐車場とされているところでございますが、横山議員より、「事業者が町有地、国有地を無断使用している。バリケードを張ればいいではないか、イベント広場なら白線など引かなくてイベント広場と分かるようにすべき、大型バスの駐車スペースもない」等々の質問に対し、「イベント広場の位置付けや整備」につきましては、令和4年第4回定例会一般質問でもお答えしましたように、イベントなどの使用状況によっては、会場の配置や規模により形態が変わると思われまますので、柔軟な対応ができる状態だと考えております。また、普段は、内外からの来訪者駐車場利用や景観を楽しんで頂く憩いの場と考えております。と回答し、「国有地の活用」につきましては、今後の篠栗北地区産業団地の企業建設や、その他公園などの整備も含め、町有地イベント広場や国有地の利活用を検討してまいりたいと思います。ちなみに現在大型バスの乗り入れは、株式会社やまやコミュニケーションズの協力により、建物前の大型車駐車スペースを利用することで対応を行います。と回答いたしました。これに伴い、派生したやり取りの中での発言になります。その発言の前段といたしまして、その他の町有地管理地と、今回の産業団地の広場兼駐車場というのは、根本的に性格が違うもので、現に、イベントの際には、やまやの土地も含めて、全体を使わせてもらっているという相互利用によって、今後、これからの町の交流人口、それからいろんな対応をして、賑やかさを取り戻そうとしているものでございます。御意見としてお承りいたします、と回答がなされているように、「相互」とは、町の交流人口や賑やかさを取り戻す、その一つのことに對する両方の立場、働

きかけ、動きなど、同じ方向で行い、利活用していくという意味で使われております。互いが何らかのメリット、利益を得るなどとは性質が違うものとの回答もされております。この事業用地1に伴う経緯などは、令和6年1月29日の総務建設文教厚生合同常任委員会でも報告しましたとおり、令和4年第1回定例会当初予算説明において、完成予想図を提示し、説明がなされ、令和4年第3回定例会補正予算では、範囲分割図を提示し、国有地、町有地区分の整備の説明を行い、令和4年第3回臨時会では、その整備負担金の協定の締結について議案を提出し、協定書の説明を行い、令和4年第4回定例会一般質問にて、フェンス等で区切りを施す必要について、町としても必要な際は、広く一体的な使用も考えられることから、景観を保つ形での整備を行っています。と答弁を行い、イベント広場を駐車場にする必要はないと考えるについては、イベント等の使用状況によっては、会場の配置や規模により、形態が変わると思われますので、柔軟な対応ができる状態で整備を行うものです。と答弁いたしました。令和5年第3回定例会一般質問についても同様な答弁を行っております。と報告を行い、その説明の中では、各議会での質問事項と、回答内容も報告・説明をさせていただきました。また維持管理的なものとして、基本、株式会社やまやコミュニケーションズに協力して頂いております。とも報告をいたしました。いずれでも説明しておりますように、「町の交流人口や賑やかさ」に対する両方（双方）の立場での取組・活用であります。よって、日々検討、変化していく状況でありますので、御意見として承り、考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 長々答弁ありがとうございます。はっきり申し上げます。意味が分かりません。今の答弁ですね。長い答弁聞いてましたけれども、ごまかしてるようにしか聞こえないんです。何ですか、日々変化するって。結局、何が言いたかったんですかね、今の答弁ですと。今、駐車場をね、国有地町有地をやまやが使ってますと、つまりそういう許可したってことですか、それとも日々変わるってどういうことですか。私の通告書の内容の、相互利用という言葉は分かりますよね。片方は何かをもたらし、片方は何かをもたらす、お互いにメリットを求めることですね。だからそれは何なのかを聞いているんです。日々変化するとか、よく意味が分からないんです。そこをちょっともう1回答えてもらっていいですか。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 今、御質問を再度、通告の内容に従って、アとイの項目についても、御質問がありました、それをトータルで説明したのが今のまちづくり課長の答弁でございまして、もう一度せよと言われてればもう一度同じ内容で読むこととなります。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それでは聞きますけれども、やまや側とですね、お互いそういった協力し合ってやっていきます。という、総括するとそういった答弁だったと思うんですけども、じゃあほかの事業者どうなりますか。残りの5企業、それだけじゃないですよ。町の全事業者に言えることです。一体何をね、何の条件をクリアすれば、町とね、もう町側もそれは町費を使ってでもですよ、何かしらをもたらしてね。そういった、相互関係になるのかですよ。当然そういった条件をクリアした上で、やまやとそういうことになってる訳でしょうから、その条件の詳細を言ってください。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 御質問の趣旨は、分かりかねるところでございます。今、（3）における、御質問の内容で御疑問があるということであれば、議会の中で御提案頂き、議会として、やはり自治体として、これはおかしいんじゃないかということであれば私どももしっかりと、それについて議会の申し出ということで対応したいと思いますので、まずその疑問につきまして、今日一般質問で私どもが答弁したことは答弁の内容通りでございますので、それを議会の中でぶつけて頂いて、議会の皆さんで御審議頂ければありがたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 単純に協力関係になるまで、誰の判断でそういったことになったんですか、町長の判断ですか。町長がやまやと協力関係になると言ったからそういうふうになったんですか。そういったきちんとしたね、条件がないというのであれば、どういったね。手順を踏んでそういうことになったんですか。そこを説明してください。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 細かい内容は、先ほどからずっと過去の議案の説明、議会の中での御審議の中でしっかりと説明してきたこととございまして、もう一度皆さん方が、それについてやはり疑義があるということであれば議会の質問として私どもお受けして、しっかりそれを説明するようなことは用意しております。

- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 今説明してください。この一般質問そういった場でもある訳ですから、他のどこの予算であったり決算であったりそういうところで説明しますじゃなくて、一般質問の場ですから、ここで説明してください。
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長。
- 町長（三浦 正） ですから、その内容につきましては先ほどからまちづくり課長が説明したとおりのやりとりの流れの中で、私どもは今回、こういうふうな対応をしたということをごさいますして、もともと平成27年、私どもが鹿島建設を事業パートナーにして、この事業を進めていく時の1番の目玉がやまやコミュニケーションズが本社移転して我が町に来てくれるということをごさいました。そういうことをいろいろ考慮した上で、いろいろ今細いと決め事はしたのかということはおっしゃいますけど、そういう決め事は一切ありませんけれども、私どもが、私どもがというより私がそういう判断をして進めていった事業であるということは、これまでる説明したことでございます。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 今の町長の発言からしても、やまやが本社を移してきてくれたとか、それを考慮してとか、そういった答弁されましたけれども、つまり、はっきり言って行政と企業ですよ。どこであろうと1企業にすぎない訳ですよ。ただ町長の考えとしては、優遇してると。そういうふう聞こえたんですけどそれで間違いないですか。
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長。
- 町長（三浦 正） 優遇しているということではございませんで、私どもが説明した上で、議会の皆様にも御理解頂いて進めているということでございます。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 少しちょっと話戻しますけれども、結局のところ、これちょっとはっきり言ってもらいたいんです。町有地・国有地、これはやまやが使ってもいいと。そういうことでいいですか。
- 議長（荒牧 泰範） 三浦町長。
- 町長（三浦 正） 相互利用をしていく訳でございます。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） はい、分かりました。町側が提供してるのはもうそれは駐車場だということですね。ここを賃料に直したらですよ、1平米当たりの金額っての

は出ますので、国有地を貸すことは難しいですけれども、仮に貸せるとした場合、国有地と町有地合わせて大体年間2,000万円以上の賃料が町に入るぐらいの大きさなんです。それを町長はですね、相互利用だから、もうやまやに使っていいと言われた訳ですけれども、その2,000万円相当に値するものを当然、やまやからですね、提供していただければね、やっぱ計算が合わない訳です。やまや側から町に何をしてもらってるんですか。

○議長（荒牧 泰範） どちらが答えられますか。

三浦町長。

○町長（三浦 正） はい、よろしいですか。2,000万円という根拠が全く私どもは分かりませんで、これについて私どもがしっかりと私どもの町の駐車場のこの一部について提供するというので賃料を確定させ、それを説明したと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 賃料は簡単ですよ出し方は。町長。それはもともと、排水処理施設もそうですし、やまやも、多少ね、今賃借してますよね。そこの平米数がある訳ですから、その平米数で割れば1平米当たり幾らってのは当然出ますよね。そういう残りの国有地と町有地、何平米かちゃんときちんと記載されてますよね。それを掛ければいいだけの話なんです。それを掛ければ2,000万円相当になる訳です。分かりますか。簡単ですよこれ。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 御理解がちょっと中途半端になってるんじゃないかと思っております。度々議会で御説明しておりますのは、国有地と町有地のイベント広場部分以外の、町として、やまやに貸している部分について賃料を取っているということで、あとは相互利用でやっていきますよということをお話ししてきたかと思いますが、その辺の御理解については、もう一度お調べ頂きたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） かみ合っていないので、言ってますけど、町有地・国有地の値段が2,000万円相当に値しますよと私は言ってるんです。相互利用でもいいですけれども、それだけのものをね、相互利用で使ってる訳ですから、やまや側が町側に何を提供してるんですかと聞いてるんです。そこに対してちょっと答えてもらってないんで、そこを答えてください。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

- 町長（三浦 正） 質問のご趣旨がよく理解できないんですけれども、相互利用というのは全体のことを指している訳でございます、国有地・町有地を使っている相互利用をやまや側がどう負担しているのかっていうことは、私どもとしては、それは何かを御質問の趣旨が分かりかねるところでございます。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） ちょっと言ってる意味わかんないですかね、私の言ってること。わかんないですか。町側は、相互利用だと言ってね、駐車場を使っていいですよと、許可してる訳ですよ。でも、やまや側が負担するようなことはないとかいうことって相互利用じゃないですよ。相互利用っていう訳ですから、やまや側が何を提供してるのかを聞いてるんです。だからちょっとそこ答えてもらっていいですか。
- 議長（荒牧 泰範） まちづくり課長。
- まちづくり課長（大内田 幸介） すいません、恐らくその相互の意味の取り違いが双方に発生してるんじゃないかと思います。先ほど私が答弁いたしましたように、うちの考えているその相互利用というのは、町の交流人口や賑わい、これを取り戻す。その一つの事業的な運営として両方、町とやまや両方の立場で動き、同じ方向に向かって考えをしていくというところでの相互利用という言葉を使ったという御説明をさせて頂いたと思うんですけども、どちらがメリット云々とかではなく、あそこは、やはり、散々今まで申し上げましたように、町内外からの交流人口を増加させてですね、篠栗町の新しいシンボルゾーンとなるような形で、双方で考えているというところの御説明をさせて頂いた訳でございます。ですからちょっと認識、お互いの思い、言っていることがちょっと齟齬してるんじゃないかなろうかと思いますんで、その辺は町長も言われたように、議会のほうでまとめてですね、何かの質問ということで挙げていただければと思います。以上です。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 今答えてもらいたいですけどね、それは。議会でまとめてじゃなくて。その、それがですよ、通用するならですね、じゃあ、例えば久原本家ではどうなりますか。久原本家まだ建ててませんけれども、あそこは自分たちの駐車場で、1億くらいでしたっけ、1億くらいで購入してる訳ですよ。それは久原本家だって極東ファディだってケアユーだってですよ。それは町のこういった賑わいをねするためには重要な役割を持っていますよ。そういったところに対しても、それ相応のことを当然するというので、よろしいですかね。そしてまた町全体、町の事

業者全体にも言えることだと。町のために賑やかさを取り戻すために、何か町のためにしてくれる事業者があれば、町がね、しっかりとそれに対して、協力すると。そういうことでよろしいですか。曖昧過ぎます。答弁が。

○議長（荒牧 泰範） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 御質問の趣旨もなかなか曖昧でよく分からないんですけれども私どもとしては、今おっしゃったことも含めて今後考えていかなければいけないことだろうと思います。例えば、久原本家が、あそこに工場を建てる、2年後ぐらいになろうかと思えますけれども、そういう時にまた久原本家も含めたところで、新たな事業、新たな創業祭等を、また発展的な形ですとすれば、その事業者も含めていろいろやっていく、いろいろ今後の可能性については今後もしっかり考えていくということであろうかと思えます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員、申し訳ございませんが、あなたが総務建設委員長で、今のおっしゃってるところの一部もよく分かります。この場所じゃなくて、再度もう一度、総務建設委員会で今の件についての共通認識を、諮っていただけますか。よろしくをお願いします。

では、次の質問を。

○議員（横山 和輝） 最後の質問にまいります。

国有地の駐車をやまやが利用することを国道事務所に確認しているとの発言について質問いたします。令和4年9月28日付けで、国有地の駐車場は来訪者に限ると町のほうから国にお願いし、了解をもらっておきながら昨年12月1日に国道事務所に問い合せて、やまや関係の車両の駐車も問題ないとの返事もらったと担当課長は明言されましたが、私はそのことを到底信じることができないので、ここで改めて質問いたします。間違いなく国はやまやの社員用の駐車場としても使用してよいとの返答だったのか、教えてください。

○議長（荒牧 泰範） はい、大内田まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 「（4）国有地の駐車場について」の御質問にお答えします。令和5年第4回定例会一般質問における回答は、国有地の使用については、12月1日に福岡国道事務所へ再度確認を行いましたところ、国としては、駐車場用地として占用の許可をされており、誰かれを問うものではないとの回答でした、と回答いたしました。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。



横山議員。

- 議員（横山 和輝） その一般質問の後の合同委員会にて、私は念を押して執行部にお尋ねいたしました。社員用のやまや社員用の駐車場として、本当に国が許可したのかと。その時の課長の答弁は、そのとおりです、ということですが、それで間違いはないですか。
- 議長（荒牧 泰範） はい、大内田まちづくり課長。
- まちづくり課長（大内田 幸介） 申し訳ありません。その記憶が今のところ僕にはないんですけども、国から言われてるのは誰かれを問うものではないという形で回答は統一していたと思いますが。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） 覚えてないんだったら、改めて御質問いたします。これはやまや社員が使っても良いと国から許可をもらったんですか。
- 議長（荒牧 泰範） 大内田まちづくり課長。
- まちづくり課長（大内田 幸介） 何度も申しますが、国としては駐車場用地として占用の許可をしており、誰かれを問うものではない、との回答でした。以上です。
- 議長（荒牧 泰範） 横山議員。
- 議員（横山 和輝） もうその答弁しか恐らくしないんでしょうけれども、はっきり言えるはずですよ。問い合わせたなら、やまやの社員用として使っていていいですかと。使っちゃ駄目と言われました、使っていていいと言われました。そのぐらい言えるのにですよ。そのごまかしの答弁なんですか。もう質問変えます。同じ答弁が続くでしょうから。どうやってね、国に対してね、これ、聞いたんでしょうかね。言ってみれば、地方整備局にですよ、これは来訪者駐車場に限ると来訪駐車場の駐車場として整備したいということで地方整備局に送って、それを許可を受けた訳です。そのときは来訪者用しか認めてない訳ですよ。それに対して、失礼な言い方ですけども町の一課長がですよ、国に対して電話をしたんですか。国道事務所に。国道事務所の人が使ってもいいですよ、とそういうことを言われたって言ってんですかね。国道事務所の、誰に言われたんですか、課長ですか、所長ですか。いまいちね現実味がない訳ですよ、12月1日に聞いたと言ったところで、そして国道事務所のいったい誰がね、そんなことを言ったのか。そこをね、経緯を説明してください。
- 議長（荒牧 泰範） はい、大内田まちづくり課長。
- まちづくり課長（大内田 幸介） はい、12月1日に私と担当の係長等で、事務所まで行きました。そのの篠栗のその担当してある方に、来て頂いてお話をお伺い

いたしました。「事実、来訪者じゃなく従業員が使ってるようなところも見受けられます。これってどういう形ですかね」というような質問をしてたと思います。その際に、「国としては駐車場利用地として占用許可をしておりますので、誰彼問うものではありませんよ」と、いうことの御回答を頂きました。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと確認します。国道事務所に行ったんですかそれとも担当者と呼んだんですか。どちらですか。

○議長（荒牧 泰範） 大内田課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） 担当者の方と約束をとりつないで事務所のほうに出向きました。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 誰彼を問うものではないと言って、それは地方整備局につながりです、そういった話をした上でそういうことを言われたのか、それともその担当者が単独で、担当者がどの位置にいる人かはちょっと分からないですけども、その人の判断でそういうことを言われたと、いうことでよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） 大内田課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） その国道事務所内の経緯はよく分かりませんが、私はそういった形で回答を得ましたということで議場でもお答えいたしました。

ただ、町としては貸してはいませんし、先ほどの質問とも重複するところがあるかと思いますが、あそこに関してはイベント広場等で、そういったものでも考えがある、というイメージをお持ちください。あくまで町有地で、あそこはやまの従業員が使ってるから、”貸しとろうが。無断で使いようが。”そういうことでもなく、あそこを全体として私たちは考えて、何が1番賑わいをもたらすか、来訪者にいいかというのを考えて対応を検討して進めてまいります、ということをご各委員会で散々言っていると思いますので、そういった意味合いでございます。

○議長（荒牧 泰範） 横山議員。

○議員（横山 和輝） いや、これを言うとちょっと一般質問の趣旨に外れるかもしれませんが、賑わいをね取戻す、イベント広場として使うって、これ、もう一言言って終わります。あれのどこがイベント広場ですか。ただの駐車場でしょう。あれのね、何をもちいてイベントするっていうんですか。イベントをするなら、あれ、カブトの森もあるし、オアシスだってあるでしょう。あそこで企業以外の誰がね、イベントしますか。ただの駐車場でしょうが。そういうね、イベント広場で区切り

もしてないところをね。もう私は屁理屈にしか聞こえない訳ですよ。

実際それどうするつもりかという、きちんとしたね、明確なね、計画もね、出されてないでしょう。非常にね、そういうのはね、私はね、都合のいい屁理屈だと思ってますんで、もうそのことを申し上げて、もう質問はしません。

これで終わります。

○議長（荒牧 泰範） 終わられる訳ですね。

○議員（横山 和輝） はい、終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。皆様方にお諮りいたします。時間が超過しそうですがあと1名ですので最後までやらせて頂きたいと思しますのでよろしくお願い申し上げます。

質問順位5番、浦野雅幸議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、皆さんこんにちは。議席番号2番、浦野雅幸でございます。早速ですが、「行政における『交通安全意識の向上』に向けた認識と、現状の取り組みについて」質問いたします。

連日、ニュース等で交通事故による痛ましい事故が後を絶ちません。

中でも、飲酒運転に起因する事故は、被害者はもとより、加害者本人やその家族、職場への影響は計り知れないところでございます。このような、痛ましい事故を未然に防ぐためには、平時から、交通安全運転の意識向上が不可欠と考えるところでございます。

道路交通法施行規則が改正され、令和4年4月より安全運転管理者の業務が拡充されました。さらに、令和5年12月1日からはアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されています。

しかしながら連日、飲酒運転に関する報道が後を絶たず、県内でも、自治体職員による違反報道も耳にするところでございます。事故や違反をした本人は当然ですが、管理体制の不備が問題視され、事業者の信用問題になるケースも多いようです。

事故を起こさないこと。被害者を出さないこと。大前提ではありますが、事業者や従業員の信用を守るためにも、安全運転に関する規則遵守や啓発活動が必要と考えます。そこで、本町における「交通安全意識の向上」に向けた認識と、現状の取り組みについて質問を行います。

安全運転管理者制度とは、事業所における安全運転を確保するための制度です。車両等の使用者は、業務で使用する車両の点検整備、運行計画、運転手に対する指導等、事故が起きないように努めなければならないとされています。しかしながら、

その全てを1人で行うことは不可能であるため、代わりに、具体的な業務を行う者を設置し、その業務を代行させるものであります。安全運転管理者の管理対象は家用自動車（白ナンバー）であり、安全運転管理者の選任義務は、5台以上の自動車を使用、乗車定員（11人以上の自動車は1台以上）となっております。そのため、本町も、安全運転管理者制度の対象となります。

安全運転管理者制度についての認識と現状についてお尋ねします。

まず初めに安全運転管理（者）制度についてどのように認識されているのでしょうか。

2番目に、運転者の状況把握についてはどのように行っているのでしょうか。

3番目、管理業務の点呼についてはどのように行っているのでしょうか。

4番目、運転者の酒気帯び有無の確認とその記録・保存はどのように行っているのでしょうか。アルコールチェッカーによる点検はどのように運用しているのでしょうか。

次に、その他の管理業務に関してどのように運用をしているのでしょうか。

6番目、事故や違反を起こした際の報告義務はどのように行っているのでしょうか。また、その際のメンタルケアについてはどうでしょうか。

次に、車両管理の現状についてお尋ねします。

運転者の人数及び免許証の有効期限等の状況確認についてはどのように行っているのでしょうか。また、ガソリンカードやETCカード等の取扱いに関してはどのように行っていますか。次に本町所有車両の台数や所有形式はどのように行っているのでしょうか。オアシスバスやトイレトレーラー、消防団の車両等についてはどのように行っているのでしょうか。また、車検期限の状況把握についてはどのように行っているのでしょうか。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、浦野雅幸議員から「行政における『交通安全意識の向上』にむけた認識と現状の取り組み」について、幾つか御質問を頂きました。

道路交通法の改正によりまして令和5年12月1日からアルコールチェックが義務化となり、酒気帯び確認が必要となりました。義務化の背景として、令和3年6月に千葉県八街市で発生した飲酒運転のトラックに下校中の小学生がはねられ、合計5人の死傷者を出した痛ましい事件が発端とされています。最近県内におきまし

でも、自治体職員の飲酒運転報道が立て続けになされており、本町の行政職員のみならず、業務に携わる関係者の交通安全に対する意識向上は重要な問題と捉えているところがございます。

本町は、庁用車の総括車両管理者を財産活用課長とし、庁用車の管理に関する事務を財産活用課で総括しています。なお、消防自動車や一部の庁用車につきましては、運用上の観点からも各所管課にて管理を行っているところがございます。

また、事業所となる役場庁舎の保有台数が安全運転管理者選任義務である保有台数5台を超えることから、安全運転管理者を財産活用課長、副安全運転管理者を財産活用係長と定め、福岡県公安委員会に届出を行い、同委員会が開催する安全運転講習会に、年に一度受講しているところがございます。

それでは御質問の各項目につきましては、財産活用課長から順番に答弁をいたしますのでよろしく申し上げます。

○議員（荒牧 泰範） 熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） それでは、回答いたします。

1番の「安全運転管理者制度についてどのように認識しているか」との御質問ですが、本町の業務におきましても訪問や外部での会議、現場確認や作業など、様々な業務で庁用車を利用いたしますが、その中で、職員をはじめ、その業務に携わる関係者が交通事故を起こさないように、安全運転を遵守させる措置を講じなくてはならないものとの認識でございます。

次に、2の「運転者の状況把握についてどのように認識しているか」との御質問でございますが、財産活用課所管における一元化車両におきましては、緊急時を除いて、システム上で事前予約制をとっており、その段階で利用の状況把握を行っているところがございます。なお、一元化車両を除く所管課管理の庁用車につきましても、システム上で管理を行っているところがございます。

次に、3の「管理業務の点呼についてどのように行っているか」との御質問にお答えいたします。一元化車両の点呼につきましては、アルコールチェックと併せまして、財産活用課職員対面で実施しているところがございます。なお、一元化車両除く各所管課管理の庁用車につきましても、対面での点呼を行っているところがございます。

4の「運転者の酒気帯びの有無の確認とその記録・保存はどのようにになっているのか、アルコールチェッカーによる点検はどのように運用しているか」との御質問でございますが、まず酒気帯びの確認でございますが運用開始に先立ちまして

「Mobility Passport（モビリティパスポート）」という運転管理システムを試験的に導入いたしました。このシステムは、庁用車の予約やアルコールチェックの検査結果等を一元管理できるシステムとなっており、財産活用課におきまして全体の把握を行っております。記録保存につきましてはシステムに利用者自らが利用者名、使用日、使用開始時間及び返却時間。アルコールチェックにおきましては、使用開始前と庁用車返却後にそれぞれチェックを行い、確認した財産活用課職員名も入力するようルール化しているところでございます。また、保存期間につきましても法令で定められているとおり1年間としております。これらの運用は、一元化車両除く各所管課管理の庁用車につきましても同様の手順で実施しております。

次に、5の「その他の管理業務に関してどのように運用しているか」との御質問ですが、篠栗町有自動車管理規則第11条におきまして、運転者の義務として庁用車の不具合等の報告義務を定めており、使用者自身が運行上の問題や目立った破損がなかったかなどを確認を行い、財産活用課に報告しその内容をシステムに入力することで一括した管理を行っておるところでございます。

次に、6の「事故や違反を起こした際の報告義務はどのようにになっているのか、その際のメンタルケアについては」とのことですが、篠栗町有自動車管理規則第14条、交通事故等の措置等の2項に則り、運転者は交通事故等の当事者となった時は、所属長、車両管理者及び総括車両責任者に直ちに報告を行い、町長まで報告を行うことになっています。事故等のメンタルケアにつきましては、当事者が希望すれば町で契約しております産業医と面談を行い、その内容を受けて適切な措置を講ずるものとしております。

次に、7の「運転者の人数及び免許証の有効期限の状況把握についてはどのようにになっているのか。ETCカード等の取扱いに関してはどのようにになっているか」との御質問ですが、先ほど御説明いたしましたモビリティパスポート上では消防自動車を除く庁用車の運転者として、現在232名が登録されています。また、運転免許証の有効期限に関しましては、同じくモビリティパスポートで事前に有効期限を入力し、更新期限の1か月前と10日前に更新を促す通知メールを送るようにしています。なお、このモビリティパスポートに入力した運転免許証の有効期限が過ぎますと、庁用車の予約ができなくなるように設定しておるところでございます。次に、ガソリンカードですが一元化車両につきましては庁用車キーとガソリンカードを一体化して管理ボックスで保管を行っており、各所管管理の庁用車につきましては所管課長管理の下で一元化車両と同様の管理を行っておるところでございます。

ETCカードにつきましては、総務課におきまして管理を行っているところでございます。

次に、8の「本町所有車両の台数や、所有形式はどうなっているのか、オアシスバスやトイレトレーラー、消防団の車両等は、また、車検期限の状況把握についてはどのように行っているのか」との御質問でございますが、庁用車の内訳でございますが、車両総台数72台で、うち一元化車両12台、所管課管理車両36台、消防車両24台となっています。オアシスバスにつきましては車両を含めた運行委託を行っておりますので、庁用車には該当いたしません。トイレトレーラーは災害派遣車両でございますので、総務課所管となります。また車検期限の状況把握でございますが、消防自動車を除く全ての庁用車の車検管理は財産活用課で行っており、消防自動車につきましては総務課にて管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） はい、ありがとうございます。事故っていうのは、どんなに注意してもなかなか、完全にゼロにすることは厳しいかというふうには思うところでございますが、この飲酒運転に関しては本人次第で気持ちの持ちようで、100%防げるものじゃないかなというふうに考えているところでございます。しかしながら、ここ数日でも、その飲酒運転に関する報道等をニュースなどで見るところでございますが、この飲酒運転が後を絶たないことについてどのようにお考えでしょうか。見解をお願いします。

○議長（荒牧 泰範） 熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、この最近、町長も申されましたとおり、最近糟屋地区、福岡県内におきましても、かなり飲酒運転事故が起きております。それぞれの個人の意識をどう高めていくかというところが1番の問題だと思います。そういったところで本町といたしましても、今年からの取り組みを行っておりますが、令和5年の6月22日に粕屋警察署の交通課長にお越し頂きまして、安全運転講習会を職員対象に実施しておるところでございます。こういったところを、毎回しっかりし続けながら、そういった意識の高揚を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい。再質問ございますか。

○議員（浦野 雅幸） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会といたします。

散会 午後 12 時 16 分